十三　高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四　幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五　小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六　保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七　括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2　免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

［条を削る。］